

## 論文の内容の要旨

論文題目： 武力紛争時における環境損害をめぐる国際法

氏 名： 権 南希 (くおん なみ)

国際社会は「国の安全保障」を前提としてきた時代から、「人間の安全保障」という概念の登場により、環境破壊、人権侵害、難民、貧困などの人間の生存、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、その対応に迫られている。しかし、世界各地の駐留軍隊の軍事活動、戦争、内乱などの武力紛争において、軍事的必要性・安全保障という名の下で地球環境が犠牲となる現実は依然として存在し、武力紛争による環境問題に対する国際法の議論と対応は十分なものではないと言わざるを得ない。現在の国際法において、この問題が依拠するところは、依然として武力紛争法の枠組みであり、議論の展開はその枠内にとどまる傾向から抜け出していない。その背景には、国際法の確立した領域である武力紛争法と、新たに登場した環境法という二つ軸が、様々な要因によって錯綜している状況がある。

武力行使が問題となる場面において、国際法は、様々な側面から時代の要請に応える形で変容を繰り返し、正当性と実効性の確立に有効なパラダイムを模索してきた。武力紛争法が *jus ad bellum* と *jus in bello* を模索していく中、ベトナム戦争における自然環境の極めて深刻な破壊は、新たな法的局面が展開される一つの分岐点となった。軍縮会議は「環境改変技術敵対的使用禁止条約」を採択し、国際人道法外交会議は「第一追加議定書」において環境保護に関する二つの条項（第 35 条 3 項および第 55 条）を置いた。

ベトナム戦争と湾岸地域における一連の戦争は、武力紛争時に破壊される環境問題の深刻さを認識させることで新しい展開を導き出したが、同時に国際法が有する限界も明らかになった。国際法の分断化現象を背景に、現代的文脈における国際環境法の発展が国際法に投影されると同時に、ある種の「断絶・乖離」が浮かび上がる。環境保護と武力紛争の関係という問題の本質をめぐる認識レベルの

断絶、急速な発展を遂げた環境規範の武力紛争時の適用に関する規範の重複・衝突の調整が問題となる。また、武力紛争と環境損害をめぐる実体的規範に関する議論を徹底するよりかは、手続的次元でこの問題を扱う議論が先行する傾向が見られる。これは、停滞する（緩やかな発展）規則の法的状況と高い実効性を追求する問題処理の手続的枠組が乖離している、本題をめぐる国際法の議論状況を克明にあらわすものである。

以上のような問題意識に基づき、新しい視点を以て従来の規範内容を見直すことは、本稿の主な課題であった。本稿の考察を通じて明らかになったことは、国際法理論上、環境保護のための法規範は急激に成熟しているにもかかわらず、武力紛争という事象による環境損害の法的帰結は、未熟なままの規範体制にとどまっており、問題が現実化したとき、既存の枠組における解釈論の限界が指摘され、そのような状態からの脱却の模索と抵抗が繰り返されてきた、ということである。本稿では、理論的背景と問題意識から、国際環境法の発展を踏まえて、武力紛争時における環境損害をめぐる問題に内在する多角的視点の必要性に従い、従来の武力紛争法の限界を明らかにすると共に、環境保護の視点から両分野の相互的な連携の基盤を模索する。

**第一章**では、武力紛争時における環境保護のための現行の国際法規範の実効性を問うべく、その前提として、第一に、軍事的手段によってもたらされる環境損害に関する国際法上の規則定立の展開を取り上げる。1970年代、国際人道法体制に対する見直しの成果は、国際社会における環境保護への関心と相俟って、関連規定を誕生させた。しかし、かかる規範体系の範囲は極めて制限されており、その基準となる「広範」、「長期的」、「深刻」という三つ定式化された要因の解釈上の不明瞭さと、各要素の加重的構造による敷居の高さゆえ、その実質的な意義が制限される。第二に、国際司法裁判所の「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見」、湾岸戦争前後の各国の軍事マニュアルや国際的文書を素材に、武力紛争時における環境保護に関する慣習法規範の生成を検討した。第三に、武力紛争法の基本原則による環境保護の可能性はどの程度まで有効なものなのかについて、区別原則ないし軍事目標主義、必要性・均衡性の原則との関係で検討を行った。具体的には、「民用物」という従来の武力紛争法上の概念から「環境」そのものを切り離して議論することで、環境の内在的価値を確認することができる。また、均衡性の原則は、解釈に主観性が必然的に伴われるため、武力紛争法におけるその役割については、慎重な扱いをする必要があるが、このような難点を意識しながら、均衡性が国際人道法に対する強力な制御力として働き、国際法の適用を確保する機能を有することも忘れてはならない。このように、第一章の成果は、本題をめぐる武力紛争体系における法定立の過程を辿り、武力紛争法における限界を解明するところにあると結論付けられる。

**第二章**では、環境保護規範の武力紛争における持続的な適用の可能性を検討することで、国際環境法における武力紛争の位相を明らかにする。これは、国際法における断片化の深化と国際環境法のダイナミズムともかかわっている問題である。環境条約の持続的な適用範囲の判断をめぐって、学説は従来の意思主義、条約の文脈と性質による判断に加えて、分類論が多く論じられている。しかし、い

ずれの説明も環境条約の適用範囲について決定的な基準を見出せないままの状況であり、個別具体的な判断が必要となる。支配的な特定の政治的、軍事的な状態等、ILC 草案がいうところの武力紛争の性質、範囲、問題となる実質事項にかんがみて、少なくともその部分的運用停止の可能性は完全に排除できないものであり、このような意味では識別理論が妥当する余地はまだ残されている。

**第三章**では、環境損害に対する責任救済の側面から、環境損害の賠償に関する問題、そして環境破壊に対する刑事責任の追及とその含意について検討される。これらの展開は、武力紛争後の賠償という責任体系という位置づけから、地球環境秩序への多様なアプローチを用いた対応として、環境損害を中心とした環境レジームの展開の中でも評価される。環境損害に対する責任解除の一形態となる賠償システムの構築可能性を検討するために、湾岸戦争における事後処理機関として設立された、国連補償委員会の環境損害請求を分析し、その成果と限界を明らかにする。それには、環境損害独自の課題である、損害概念の拡大の意義のみならず、紛争解決の局面において想定される、賠償委員会の実効性に関しても考察が及ぶことになる。武力紛争法違反に対する賠償の問題は、従来、講和条約で処理されることが一般的であり、環境損害を含むものは前例がなかった。湾岸戦争の停戦に関する安保理決議 687 は、環境損害を含めてイラクの賠償責任を認めている。国連補償委員会は、イラクのクウェート攻撃から生じた損害の事後救済のための機関として設立されているものの、国際紛争の事後賠償請求の新たな形態として注目されている。イラクの責任は、環境保護の義務を含む武力紛争法条約の義務違反から生じるものではなく、憲章第 2 条 4 項に基づく武力行使禁止の違反に基づくものである。しかし、同委員会の環境損害請求最も重要な貢献は、環境損害に対する国家責任の追及が単に加害国と被害国という二者間の構図ではなく、国際公共価値がより強調された平面で賠償システムが構築されたことにある。また、環境損害概念の拡大により、「地球の自然遺産の保護・保全のための共通の関心事を守るための、すべての国家の法的責任」を強く認識されるものであった。

一方、国際環境法分野における法規範の発展は、「環境犯罪」という刑事責任からのアプローチに発展し、国連国際法委員会の「人類の安全と平和に対する罪に関する条文草案」および国際刑事裁判所規程において、戦争犯罪の一つの類型として規定するようになった。これは、本稿の問題意識との関連から言えば、国際法に対する実効性の要請、つまり、武力紛争と環境保護のレジームの現代における展開が、かかる状況に対して実質的な救済を提供するシステムの構築につながっているのかが問われることになる。

最後の第四章では、これまでの検討を基に、本稿で提示した分析枠組を整理する。武力紛争時における環境保護という課題は、破壊性という軍事行動の生来的性質からして、最も難解な問題の一つである。武力紛争法体系が提供する環境保護の実質的な意義と可能性は極めて制限的なものであることが検証された。しかし、本稿の趣旨は、武力紛争法体系における制限に対して批判を行うことではない。国際的平面におけるこの問題の法的枠組は、武力行使の軍事的利益の中に環境という保護すべき価値が一方的に組み込まれていた時代から、一定の方向性を持って移行していく過程にあることを指

摘し、国際法全体の発展の観点から評価を行うことである。このような移行に対する理解に基づいて、禁止されるべき環境破壊による損害を防ぐために国際法に求められている優先的課題は、現行規定の基準をより精緻化することで規範の外延を明確にし、実効性を担保することであることが明らかになった。

国際環境法分野は、人権、安全保障、経済、開発など様々な分野と密接に係わりながら前進と躓きを繰り返している。国際環境法分野において、武力紛争時における環境保護という課題は軍事行動の生来的性質から最も難解な問題なのかもしれない。ここで課題となるのは、環境保護に対する国際法の成熟化を踏まえて、議論の前提を武力紛争法の枠組内部から開放させ、環境保護レジームの中に取り込む可能性を遮断せず、規範的レベルの整合性を模索することである。これは、人間の活動によって生じる環境損害について国際社会の法的支持を得られる最小限の合意を導き出すための法的基盤を構築することにつながるであろう。

環境保護が国際社会における最優先の課題となっている今日において、環境に対する重大な損害は民事賠償および刑事的責任の対象となっている。国連補償委員会の環境請求について、イラクの責任が追及される根拠が環境損害に重点をあわせたものではないことは、議論の前提として留意すべきであり、その成果を生かすためにも、一般国際法上の環境保護規範の法的議論を深めなければならない。さらに、環境損害に対する責任の刑事化の過程からは、環境損害そのものの法益が国際社会において、重大な違反として位置づけられたことを確認することができる。

武力紛争時における環境損害をめぐる問題は、歴史の中で培ってきた武力紛争法の諸規則のみならず、国際法そのものが挑まなければならない新たな課題の一面を浮き彫りにした。武力紛争時における環境損害をめぐる国際法の法言説は、武力紛争法上の基本的なアプローチを依然として優先してきた。その一方で、責任レジームの側面からは環境保護を中心にした体制が構築されつつあり、これらを同時に意識した展開ぶりとなっていることがわかる。このような展開が直ちに *jus in bello* における制約を克服し、抑止的機能を十分に果たすことを期待することはそれほど容易ではない。また、環境それ自体の価値と武力行使の必要性をどこで調整するかについて、国際社会の最低限のコンセンサスが近い将来に提案されうるとは、そう簡単には断言できない。しかし武力紛争時における環境損害の問題は、武力紛争法と環境保護レジームの間に生じた乖離を埋めるよう、刑事的責任の追求、民事的賠償による解決の試みが責任体制の実効性を高める方向で展開されつつあることは明らかである。

以上のような状況において、我々としてなすべきことは、かかる方法論的な妥協ではなく、伝統的理論下の問題状況に対し、包括的なアプローチを取ることで、現代的意義を再認識し、その内在的発展を極めていくことに尽きる。これが、武力紛争法における法的発展を促し、環境保護のための国際法の実効性の向上につながるのである。